

2018年3月22日

ニフティ労働組合
執行委員長 西原 俊輔 様

ニフティ株式会社
代表取締役社長 荻原 正也



回 答 書

2018年2月22日付「ニフティ労働組合第37号」の要求書に対し、次のとおり回答します。

1. 賃 金

(1) 賃金

一般社員評価・報酬制度に基づく、一般クラスの平均ポイントである「33ポイント」相当における増加額は、1,500円とする。

(2) 最低賃金

162,000円（現行 161,000円）

(3) 実施期日

2018年3月21日付をもって行う。

2. 賞 与

(1) 支給額

2018年度賞与については、4.6ヶ月（組員一人当たり平均1,427,434円）とする。

(2) 最低保障

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(3) 支給日

夏季賞与 2018年 6月19日（火）

年末賞与 2018年12月10日（月）

(4) 回答の背景

2017年度連結業績は、分社前の数値と比較し、当然ながら売上高は下がるものの、営業利益は現時点では増加となる見込みである。

企業存続のため筋肉質な体質への変換をはかるべく、コストダウンで払販費を捻出したことおよびWEB事業を黒字転換したことについては、大量の離職者が出る中、組合員に多大な尽力をいただいた結果である。

一方で、ネットワークコストの減額やWEB事業の資産棚卸しによる減損、離職者による人件費減に拠るところが大きく、決して実力値ではない。さらに来期は、ネットワークコストの減額がなくなり経営環境は厳しさを増す見通しである。

上記を踏まえ、賞与額については月数を4.6ヶ月（組合員一人当たり平均1,427,434円）とする。

一方、個別賃金の改善については、今季に限り別紙のとおりとする。

3. 労働協約の改訂

(1) 働き方の改革

時間外労働及び休日労働に関する協定における「一般業務の特別な事情がある場合」と「研究開発業務」の協定時間を「3ヶ月240時間」に見直す。

(2) 生活と仕事の両立

①介護と仕事の両立支援

- ・従業員の家族が余命宣告を受けるなど重篤な状態にある場合、現行の休職制度にある「その他、会社が必要と認めたとき」の適用で対応する。
- ・介護短時間勤務制度の適用期間を「事由が消滅するまで」とする。

②休職

- ・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病の罹患者、または不妊治療を行っている者で労働時間の短縮等を希望する場合には、産業医と連携し、個別に対応する。
- ・不妊治療を行っている者で休職を希望した場合は、現行の休職制度にある「その他、会社が必要と認めたとき」の適用で対応する。

③休暇

- ・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病のため所定就業日を休む場合、積立休暇の1日および半日単位の取得を認める。

(3) 仕事と介護、仕事と育児の両立支援

再雇用制度

- ・介護、育児を事由として退職した者を対象とする再雇用制度を構築する。

(4) 協約の有効期間

労働協約の有効期間は、2018年4月1日から2020年3月31日までとする。

【独自事項】

1. 働き方の改革への取り組み

本件は継続して労使で協議する。

2. 評価制度の運用見直し

現状の課題を把握し、具体的な施策検討を行う。

また、運用については引き続き改善に努め、必要に応じ労使にて状況を確認する。

以 上

別紙

【2018年度 基本給の増加額表】

スタータークラス		一般クラス		上級クラス		リーダークラス	
評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額
15	0	40	1,500	40	1,500	40	1,500
14	0	39	1,500	39	1,500	39	1,500
13	0	38	1,500	38	1,500	38	1,500
12	0	37	1,500	37	1,500	37	1,500
11	0	36	1,500	36	1,500	36	1,500
10	0	35	1,500	35	1,500	35	1,500
9	0	34	1,500	34	1,500	34	1,500
		33	1,500	33	1,500	33	1,500
		32	500	32	500	32	500
		31	500	31	500	31	500
		30	500	30	500	30	500
		29	500	29	500	29	500
		28	0	28	0	28	0
		27	0	27	0	27	0
		26	0	26	0	26	0
		25	0	25	0	25	0

以上